

[事案 26-93] 契約無効請求

・平成 27 年 2 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

契約の際、募集人に自分の希望を伝えていたにもかかわらず、希望と異なる内容の契約に、加入させられたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 3 月に生存給付金付定期保険を契約したが、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 自分は、貯蓄型で満期時に 300 万円を受け取れる保険を希望し、募集人に伝えていたにもかかわらず、実際は希望と異なる「元本割れ」を起こす保険に契約させられた。
- (2) 契約時に募集人と会っておらず、また契約申込書は郵送され、説明は電話によるものであったため、契約内容について設計書を用いた十分な説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には、満期時に 300 万円が受領できるとの記載はされておらず、募集人の説明から、契約の際、基本保険金額の 300 万円は被保険者の死亡時に支払われる保険金額であると認識することができた。
- (2) 設計書記載の満期時受取金は配当金が含まれたものであることが記載されており、満期時受取金額が変動することは容易にわかる。
- (3) 当社は申立人に対して、毎年 1 回契約内容のお知らせを送付しており、申立人は契約内容を認識しているはずであり、これまで申立人から申出はなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、本契約の内容を、貯蓄型で満期時に 300 万円が受領できるものであると錯誤（民法 95 条）して申込みしたことを理由に、契約を無効として既払込保険料の返還を求めているものと判断する。

2. 当審査会の判断

- (1) 申立人の兄弟を通じて募集人を紹介され、契約にあたって募集人は申立人に一度も面接しておらず、本契約の申込書は郵送でやり取りし、電話での説明で契約に至ったことが認められる。
- (2) 以下の理由により、申立人は本契約について満期時受取合計額が払込保険料よりも多くなる保険であると錯誤して申込みをした可能性が高い。
 - ① 申立人は兄弟に対して、自分の希望を伝えた旨供述するが、契約時に募集人からどのような説明を受けたか記憶がなく、どのような経緯で契約内容を誤信したかについて具体

的な事実を述べていない。

②募集人は申立人の兄弟から希望を聞いたうえで申込書等の書類を郵送したこと、本契約の内容の説明は電話により行われたがその時間はわずか 4～5 分程度であることが認められ、また、申立人が配偶者を亡くしたばかりで体調がすぐれないことを知っていながら募集人は契約内容を慎重に理解させようとした形跡も窺われない。

(3) しかしながら、申立人は、兄弟に自分の希望を伝えただけで契約内容を確認せずに申込みをしており、錯誤に陥ったことについて重大な過失があるので、本契約の無効は認められない。

3. 和解について

本契約の募集にあたり、募集人は申立人の兄弟から申立人の希望を聞いていたが希望と異なる提案をしていること、配偶者を亡くしたばかりで精神的に不安定な時期であったこと等の事情から、本来、設計書を示して面接のうえ、時間をかけて丁寧に説明すべきであったのに、電話による短時間での簡単な説明しかしておらず、募集行為に不適切な点が認められることから、本件は和解により解決することが相当である。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。